

(第十六類)

第二回 参議院財政及び金融委員会會議錄第四十七号

昭和二十三年七月一日(木曜日)午後一時五十九分開会

委員の異動

七月一日(木曜日)委員栗橋喜大君辞任につき、その補欠として紅葉みつ君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡しに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案(内閣送付)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○復興金融金庫の調査に関する小委員長の報告

○公認会計士法案(内閣提出、衆議院送付)

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(黒田英雄君)これより委員会を開会いたします。先づ本年予備審査のために付託になりました連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡しに関する法律案並びに昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案、この両案を議題にいたしまして、政府より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(森下政一君)提案理由を先づ最初の方の法律案であります

が、御承知のこととく、我が國の保有していた金、銀、白金等の貴金属及びタイヤモンド等の貴石の大部分は、國有と私有とを問わず、連合國占領軍の管理下に移されたのであります。その後、その一部は申請に基いて解除せられたのであります。最近になりまして、連

合國最高司令官の指令により、前に解除せられた貴金属等のうち一定のものについては、その代りとして等價の貴金属地金を、政府から連合國占領軍に對し引渡すことを命ぜられたのであります。この法律案は、この場合、その実行に伴う法律關係を明確にしようとしたものであります。

即ち、先づ第一に、以上のよな指

令があつた場合に、政府は、金資金の運用として保有する貴金属地金を引渡して、これに充てることを規定したのであります。次に金資金は、引渡によつてそれだけの貴金属が減少するわけではありません。ただ、利益を受けたわけではありません。そこで、金資金は、引渡によつてそれだけの貴金属地金を引渡されながら、その代價として、この貴金属の地金の價格に相当する金額を、金資金特別会計に納付させることとし、これに附隨する必要な規定を設けたのであります。第三に、解除を受けた者に對しては、その解除前と同様な關係を

法律上継続する必要があります。それ

が、御承知のこととく、我が國の保有

したものであります。そのうち第一の

イヤモンド等の貴石の大部分は、國有

と私有とを問わず、連合國占領軍の管

理下に移されたのであります。その後、

その一部は申請に基いて解除せられた

のであります。最近になりまして、連

合國最高司令官の指令により、前に解

除せられた貴金属等のうち一定のもの

についても、その代りとして等價の貴金属地金を、政府から連合國占領軍に對し引渡すことを命ぜられたのであります。この法律案は、この場合、その実行に伴う法律關係を明確にしようとしたものであります。即ち、先づ第一に、以上のよな指

令があつた場合に、政府は、金資金の運用として保有する貴金属地金を引渡して、これに充てることを規定したのであります。そこで、金資金は、引渡によつてそれだけの貴金属地金を引渡されながら、その代價として、この貴金属の地金の價格に相当する金額を、金資金特別会計に納付させることとし、これに附隨する必要な規定を設けたのであります。第三に、解除を受けた者に對しては、その解除前と同様な關係を

法律上継続する必要があります。それ

が、御承知のこととく、我が國の保有

したものであります。そのうち第一の

イヤモンド等の貴石の大部分は、國有

と私有とを問わず、連合國占領軍の管

理下に移されたのであります。その後、

その一部は申請に基いて解除せられた

のであります。最近になりまして、連

合國最高司令官の指令により、前に解

除せられた貴金属等のうち一定のもの

についても、その代りとして等價の貴

金属地金を、政府から連合國占領軍に對し引渡すことを命ぜられたのであります。この法律案は、この場合、その実行に伴う法律關係を明確にしようとしたものであります。即ち、先づ第一に、以上のよな指

令があつた場合に、政府は、金資金の

次に、この法律案の内容を御説明申します。

一、この法律は、認証官等の法律に特別の定のある者を除く

一般的政府職員に対し、職員給平均の月

金賃金からの貴金属の地金の引渡しの点につきましては、至急これを実行する

必要がありました。関係上、本年二月にボッダム宣言の受諾に伴い発する命令

に関する勅令に基いて大蔵省令を制定

しておりますので、この際これを廃止

してこの法律に吸收いたしましたと共に所要の経過規定を設けたのであります。

三、俸給に於ける割合を増額すること

を提出いたしました次第であります。

何ぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

乃至生活費の高騰による政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

乃至生活費の高騰による政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

乃至生活費の高騰による政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

以上の三点がこの法律案の目的の主なものであります。そのうち第一の

イヤモンド等の貴石の大部分は、國有

金賃金からの貴金属の地金の引渡しの点

につきましては、至急これを実行する

必要がありました。その後、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令

に関する勅令に基いて大蔵省令を制定

しておりますので、この際これを廃止

してこの法律に吸收いたしましたと共に所要の経過規定を設けたのであります。

三、俸給に於ける割合を増額すること

を提出いたしました次第であります。

何ぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に昭和二十三年六月以降の政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

乃至生活費の高騰による政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

乃至生活費の高騰による政府職員の困

難な生活事情を改善するため、新物價

員の俸給等に関する法律案について御説明申し上げます。

政府は、最近の経済事情、殊に物價

に御賛成下さいますよう希望いたしま

す。

只今政府職員の俸給等に関する法律案等について説明いたしましたもの

中で、最後に申し上げました本年六月

は所得稅法第三十八條第一項第五号の

給與とみなして課稅するとした点は、

た從前の規定による給與はこの法律に

つきましては、各職員の職務の級を十五

級に分類することは從来と全く同様で

あります。但し、経過的措置といたし

まして、各職員の職務の級における俸給の幅の

最高を超える者については、その職員

の現に受けている俸給の一割五分程度

の増額を目途として、新給與実施本部

長の定めた俸給を支給することとした

しました。三、扶養手当の額は、從来

の二百二十五円を二百五十円に増額し

たしました。四、勤務手当及び特殊

勤務手当並びに寒施機関等は、すべて

先に御承認を頂きました政府職員の新

給與実施に関する法律の例によること

といたしました。五、本年六月一日以

降の分として、すでに支給された從前

てはお答えできますが、計数につきましては、関係筋に発表してよろしいかどうかということを連絡に参つたのであります。が、関係部局が三箇所ばかりございまして、いずれの部局におきましてもはつきり発表してよろしい、という返事が得られませんので、解除を受けた貴金属の数量及び代り地金の数量は申し上げかねます。つきましてはその種類だけを申し上げます。解除を受けましたものは「工業用ダイヤ、金銀、白金、白金網、金網、銀網、白金属であるロジウム、イリジウム等であります。この代りとして日本政府から渡しました貴金属の種類は金と銀であります。そうして割合から申しますと、白金、金に対しては金。銀に対しては銀であります。尚これに伴いまして、政府から司令部に渡しました貴金属の地金の價格につきましては、解除を受けた人からその代り金を取るという関係になりますが、現在價格と過去において解除を受けたときの價格が違つておりますので、これを現在價格で引渡したもの代り金を取りますと、解除を受けた人が、過去において解除を受けて作りました製品の採算を、解除当時の價格において取つておりますから、解除を受けた者に對して非常に負担が掛かるわけであります。こういう点から三條におきまして解除した当時の價格において取るといふ關係を定めております。現在價格と解除当時の價格との間の開きは金資金の負担になるのであります。

○波多野謙君 解除を受けた種類については、これを民間に拂下げたわけでありますか。これは、これを民間に拂下げたわけでありますか。

○政府委員(伊原隆君) 只今課長から

申しましたように金、銀、ダイヤを持つておりました者が、占領軍から接収されまして、それに対し解除の申請をいたしましたものについて、解除金であるとか銀であるとかというものを持つて來い、こういう指令がありましたがから、つまり前に解除して使つてしまいましたけれども、接収された當時の現状回復、金資金から補充してやつたという恰好であります。

○波多野謙君 ちょっと分りかねますが……。

○説明員(藤本哲君) 只今御質問の接収されました金属の解除を受けましてへ政府から代り地金を渡した経路を申し上げますと、終戦後政府が持つておるのは一應連合國占領軍におきまして大部部分をの管理下に帰したわけであります。その内容につきまして、特に国内工業用として必要なものにつきましては、直接接収を受けた人から大蔵省に對して申請が出まして、これを大蔵省から更に司令部に出しましてその解除を受け、これに對して政府が代り地金を渡すということになりますと、解除を受けた人からその代り金を取り、他の者との均衡を図る必要からであります。

○波多野謙君 そうすると、こういうことです。民間の工業用に使うために接収された金の拂下げを受けて、分量が減つた、その減つたのを政府が持つておる新産金で穴埋めをして行くというのですか。

○政府委員(伊原隆君) さようでござります。

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めます。もう一つの形としては、そういう接収を受けた人でない人がやはり工業用に、例えば白金が必要なので、政府に対して管理下にある白金を解除して頂いて、それを使わして貰いたいという希望があります。これにつきましては大蔵省に申請してその解除を受けます。これが、大蔵省に申請があつたように、金資金特別会計の方では安い價格で、個人が没収を受けたときの價格で以て金資金に納めるわけですか。價格の問題は……。

○政府委員(伊原隆君) 價格の問題は第三條にござります。只今御説明いたしましたように、全部接収せられて、接収せられたもののうち、工業用その他非必要なものにつきましては、大蔵省

対して爾後司令部の方からその代り地金を要求されたわけでありまして、やがては終戦後政府が買上げたものであります。その解除せられたものは、現在の買入價格を主としたしまして、終戦後貴金属等を司令部から要求されます都度渡してあります。従つて渡します金銀といら、この法律におきまして、代り地金がない、こういう関係でありますか

○波多野謙君 ことは、結局終戦後貴金属等を司令部の管理下に置かれた多くの人があります。その間に持つておりますのは、終戦後政府が持つておるのは一應連合國占領軍におきまして大部部分をの管理下に帰したわけであります。その内容につきまして、特に国内工業用として必要なものにつきましては、直接接収を受けた人から大蔵省に對して申請が出まして、これを大蔵省から更に司令部に出しましてその解除を受け、これに對して政府が代り地金を渡すといふことになりますと、解除を受けた人からその代り金を取り、他の者との均衡を図る必要からであります。

○波多野謙君 そうしますと、先程説明があつたように、金資金特別会計に入りたいと思いますが、設営費ございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。これより討論に入りますが、御意見のおありの方はお述べを願いたいと思います。

○委員長(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。これより食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について採決をいたしたいと思います。先ず石川君提出の修正案を議題いたします。

○石川津吉君 この法案に対しまして修正案を提議したいと思います。その内容は、第四條ノ二の中の「七百億円」を「一千二百億円」に改めたいと思

うのあります。その理由は、先に政府委員の御説明を聞きますと、と、四百億円を七百億円に改めたのは、現在の買入價格を主としたしまして、ただ数量の増加であるとか、あるいは收買期間の短縮とかいうような意味合いから枠が拡張されたようではあります。併しながら物價改訂に伴う主食糧の買入價格、というものを、且下改訂の審議中であります。これは現在價格は三回ほど変更がございまして、昔から持つておりますのも相当ござります。そうしますと、この値段は二回ほど変更がございまして、金資金は赤字を出す場合があります。そこで、金資金の実体を見ますと、金のが併し金資金の実体を見ますと、金の償還を受けて、これに對して政府が代り地金の要求をして来る理由は何ですか。

○波多野謙君 これはちょっとと説明します。昭和二十四年の一月末までには、約一千億程度が要ります。それから更に賣却済の食糧代金が少しうるのであります。これが約一ヶ月出ると見ますと、一百五十億円を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めます。それでは只今の御質疑はこの程度にいたしまして、次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題にいたしたいと思いますが、本案につきましては、すでに質疑終了の御決議になつておりますので、直ちに討論に入りますが、これに多少の余裕をつけて、千二百億円ということにして、食糧買入限度においては差支ないと存じますので、この機会に訂正して置かれなければ、討論は終結したものとみなします。

○委員長(黒田英雄君) 他に御発言もなければ、討論は終結したものとみなします。それで、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議はございませんか。

○委員長(黒田英雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。これより食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について採決をいたしたいと思います。先ず石川君提出の修正案を議題いたします。

○石川津吉君 修正案を提議したいと思います。その内容は、第四條ノ二の中の「七百億円」を「一千二百億円」に改めたいと思

うのあります。その理由は、先に

一般には公開しない。手続の進行中は弁護権の行使のため必要な範囲においてのみ調書の閲覧を許すようになります。

まして、公認会計士の何と申しますか、信用の保持をいたしたいというのが三つの修正でございます。

それから最後の方に第五十七条第一項の「五年」を「三年」に、それから「五年」を「三年」に、それから第六十三条の「十五年」を「二十六年」にいたしましたことは、いずれも、一つは公認会計士になります場合に特別試験が二年間に限つて行うというのを一年延長いたしまして、三年間試験を行えるよういたしました。同時に、五年間の経験がないと試験を受ける資格がないというのを、三年間の経験でよろしいというふうに経験年数を短縮いたしました。同時に、最後に、第六十三条の改正によりまして現在の計士法が廃止になりまして、計理士といふ名前を使う期限は只今から二年間といたしました。同時に、最後に、第六和二十六年と改めまして、三年間計理士といふ名前で仕事ができるといふふうに修正をいたしましたわけござります。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問ございませんですか。御質問がございませんければ、本案は質疑終了として御異議ございませんが。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは本案は質疑終了いたことにいたします。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより貿易資金特別会計の一節を改正する法律案を議題といたしまして、御審議を願いたいと思ひます。

○中西功君 昨日も問題になつたので申しますと、今現に貿易

資金特別会計において使用されておりますところの資金、即ちガリオア・ファンドによって輸入された物資が放出され、それを政府が賣つて得た資金な

んであります。その資金が貿易特別会計において使用されておるということは、これは政府委員の説明なんかによつても明瞭にされております。問題は

この資金がどう使われておるかということもありますけれども、それよりもこの資金は明らかに政府の資金、円資金であります。それで政府としてはこれだけの資金、円資金が入つておる以上、これをどう使うかについては、やはり一應は国会の承認といふうなものが必要であるましよろし、我々國會に提出される予算書やあるいはその他においても、その資金の措置については明確にされて置かなければいけない

のではないかと思うであります。ところが、資金運用計画の中にあるとされるだけでありまして、貿易資金特別会計の予算の中にも出て來ております。せんし、その他のところにも、どこにも出て來ていない。いわばこの三百億

に近い金といふものは一体何に迷つておる。どこかにぶら下しておる。そして結局は貿易資金は輸出産業を振興するという部面だけに特に使われておる。いわば赤字埋めをしておるといふ結果になつておると思うのです。私が放漫であつたり、或いは又正しくない

ということは、これは御了解の通りであろうと思うのです。併しそうであるからといって、その貿易資金の使い方があつたりしてはならないであります。その点を中西さんは言つておられるのではないかと思うのです。従つて

はこの問題については沢山言わないのである。いわば赤字埋めをしておるといふ結果になつておると思うのです。私たつかりして置いて貰わなければ困る。現にないわけです。ですから、商工大臣としてこういう問題をどうされるの

か。今後イロア・ファンドが何とかいろいろ来るわけですが、この問題とも関連いたしますから、これだけははつきり早くどこかの会計に現わして置いて貢わないと、これは我々の負債になります。

○中西功君 昨日も問題になつたのですが、端的に申しますと、今現に貿易

資金特別会計から貢ねになつた点でありますから、困ると思う。そういう趣旨なんであります。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の御質問は、中西さんが先づて予算総会でもお尋ねになつた点でありますと、私或いは貿易長官から御説明申上げましたことですが、或いはまだ御納得が行かなかつたのではないかと思いま

す。これは私の考え方を忌憚なく申しますと、普通の特別会計は足らないときには一般会計から貢う。余れば返すと貿易特別会計から貢う。余れば返すと

いうことになつて、直ぐにそれは予算に連つておるのであります。この貿易特別会計は特別でありますと、貿易

資金特別会計の第一條及び第四條の規定によりまして、一般会計から区別をして、貿易資金の收入として組むといふことになつておられます。そうして足らないときには一般会計より貢うで

なしに、借入金やつておるといふことになつておりますので、予算の方には普通の特別会計のように出で来ない

ということになつておられます。そうして足らないときには一般会計より貢うで

○中西功君 その点で、私は貿易資金特別会計の中にガリオア・ファンドの円資金が入つて來ないという、そのことを特別に不思議がつておるわけではありません。

○國務大臣(水谷長三郎君) ちよつと

本の借金となつて残つて行く金なん

だら問題はないと思うのですが、この資金は特別な資金だという点なんです。これは当然我々國民全體の負債になつて来る資金なんだから、それを何とか、例えばガリオア・ファンド特別会計とか、或いは何とかというような形で整理して貢わなければ困るのではないかという趣旨なんです。

○國務大臣(水谷長三郎君) この点に關しましては予算総会におきましてもその点をお聞きいたしました。そのと

き私は、或いは正確に覚えておりませんが、中西さんの言われることも尤もな点があるので、その点は大藏大臣そ

の他関係各省と一つ相談をいたしました。研究して頂こうということになつておるのでありますと、只今の場合におきましても、中西さんの折角の御質問に對してそれはこうするんだといふことは、商工大臣一存では申しかね

ます。

については殆んど問題が起らないといふことになりますか。

○國務大臣(水谷長三郎君) はあ。

○政府委員(永井幸太郎君) ちよつと

私は、ガリオア・ファンドと外の輸入額について、別に何らか截然たる区別があるような観念に基いた御質問のように思いますが、ガリオア・ファンドとか

いふことは、アメリカ政府内部の内部関係のことでありまして、我々日本側に對しましては、司令部より、これは

ガリオア・ファンドである、これは一般輸入であることは決して明示されておらない。ただ想像しておるだけあります。つまり食糧輸入とその他の輸入会計を固然と區別するといふことはできないし、又する必要はない

ことです。又先方の内部関係における商品による区別もはつきりして

いる。ガリオア・ファンドといふものは向うに設けられてはおりませんが、それは向うの内部関係であります。又先方の内部関係における商品による区別もはつきりして

いる。ただ向うから年二回

金検査員が見えまして、あの会計の計算の承認を受けるのでありますと、

とは、かつとも付度することはできな

いのであります。ただ向うから年二回

どつちから出でるかというようなこ

とは、かつとも付度することはできな

いのであります。ただ向うから年二回

その他のによつて入れたものとについ

注の一部を改正する法律案を議題としていたしまして、御審議を願いたいと思います。

臣としてこういう問題をどうされるの

長官から御説明をしたいと思つております。

今まで政府の方面では、この処置如何

ガリオア・ファンで入れたものとついて、その他によつて入れたものについ

て、日本側に対しては別に明示していないであります。その点を御了解願いたいのと、普通輸入とガリオア・ファンによつて入れたものとは、ただアンドによつて入れたものとは、ただ我々が想像しているだけであります。その品物と一般的の輸入品を別にするというわけのものではないのであります。まして、すべてこの貿易資金特別会計で、輸入品は收入に入れ、輸出品の代價は支出に出すということが、貿易資金特別会計法にも明らかになつておるであります。

○中西功君 僕には貿易廳長官の説明

はおかしいと思います。それならば、

そのガリオア・ファンでであろうが、或いは又何ファンでであろうが、或いは又普通の單なる貿易であろうが、そ

うことは日本の政府によつては問題にならん、区別も付がんと、こうい

う話であります。それが、それならば、政府

としては、このガリオア・ファンに

対してどんなお考えを持つておられる

か、これはもう質つたものであつて、

もう何ら日本政府としてこれには責任

がないと考えられるのか、或いは將來

において、これはどういうふうな処置

がされると考えおられるのか、そ

う問題がはつきりされておるなら

ば、区別が付かんと言つて、付けんでもいいものだと言つて放つて置くとい

うのは、私は非常な不見識じやないか

と思います。

○政府委員(永井幸太郎君) ガリオ

ア・ファンであるといふことを頻りに申されます。これがアメリカ

政府が内部でガリオア・ファンと名

を付けておるのであります。アメリカ

政府としては食糧であるが、他の輸

入品であるが、等しく日本の輸入費

金を使つたことになつております。併しその仕切の來るまでは、或る場合には同じ商品でも輸入品全額に対する代價が日本の会計において現われて来る。ただガリオア・ファンに属しておりますものは、或いは講和会議或いはその他の機会において、その品物と一般的の輸入品を別にするといふわけのものではないのであります。

日本政府としては飽くまで輸入品全額に対する代價が日本の会計において

現われて来る。ただガリオア・ファン

に属しておりますものは、或いは講

和会議或いはその他の機会において、

アメリカ政府の考え方によつて、どうし

うふうに処置しますか、それは分らん

のであります。ですが、何らかの処置が講せら

れる以上は、日本政府の借入金で

あるといふことは明らかであります。

又日本政府といたしましても、すべて

輸入品はガリオア・ファンによつて

入れたものと見るか、或いはその他の

貿易資金特別会計の所属によつて入れ

たものと見るか、それは内部におきま

して分けまして、今度アメリカ政府が

どういふ扱いをするかによりまして、

日本政府が対処すべき処置を講ずるた

めに、一應ガリオア・ファンに限る

輸入はこれだけであるという記録は

どういふ扱いをするかによりまして、

日本政府が対処すべき処置を講ずるた

めに、一應ガリオア・ファンによつて

輸入はこれだけであるという記録は

どういふ扱いをするかによりまして、

日本政府が対処すべき

〔総質疑手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。尙兩案共委員長の経過報告は例によつてお任せを願いたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書につきましては、多数意見者の署名をすることになつておりますので、本条を可とせられる方は順次御署名を願います。

〔多数意見者署名〕

○委員長(黒田英雄君) やうよと速記を止めて。

(速記中止)

○委員長(黒田英雄君) それでは速記を始めて下さる。それでは本日はこの程度で以て散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席者は左の通り。

委員長

黒田 英雄君

理事

波多野 雄君

伊藤 保平君

委員

玉屋 嘉章君

松崎 嘉作君

山田 佐君

石川 達吉君

尾形六郎兵衛君

田口政五郎君

深川タマエ君

小林米三郎君
星

小宮山常吉君

高橋龍太郎君

渡邊 喜吉君

中西 功君

國務大臣

大藏政務次官 森下 政一君

大藏事務官 伊藤 隆君

(理財局長) 貿易課長官 永井 幸太郎君

説明員

大藏事務官 藤本 哲君

(理財局長) 替第二課

第三條 法第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

員という。)に対し、昭和二十一年六月一日にさかのぼつて、職人につき、二百五十円とする。

2 扶養手当の月額は、扶養親族一

與実施本部長の定めるところにより、別表の級別俸給額表中の直近の俸給金額と同額とする。

2 前項の規定による俸給額がその職員の属する職務の級における別

表の俸給の幅の最高の額に達しない場合においては、その職員は、

その最高の額の俸給を受けるものとする。

第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第四十六号による給與は、こ

の法律による給與の内拂とみなす。

第二條 前條の規定による俸給等に関する場合は、この法律に別段の定のない場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号。以下法第四十六号といふ。)の例による。

第三條 法第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における

俸給の幅は、別表による。

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、法

第四十六号第二十六條の規定によ

りその職員の属する職務の級における俸給の幅の最高をこえる額の俸給を受けた職員は、その受けた俸給の十一割五分に相当する金額の俸給を受けるものとする。但し、その俸給の額は、新給

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、法

第四十六号第二十六條の規定によ

りその職員の属する職務の級における俸給の幅の最高をこえる額の俸給を受けた職員は、その受けた俸給の十一割五分に相当する金額の俸給を受けるものとする。但し、その俸給の額は、新給

第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第四十六号による給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

同日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、公認会計士法案(第百三十九号)
(予備審査のための付託は六月十六日)

職務の級	俸給額表									
	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
一級	11000	11400	11800	12200	12600	13000	13400	13800	14200	14600
二級	10500	11000	11500	12000	12500	13000	13500	14000	14500	15000
三級	10000	10500	11000	11500	12000	12500	13000	13500	14000	14500
四級	9500	10000	10500	11000	11500	12000	12500	13000	13500	14000
五級	9000	9500	10000	10500	11000	11500	12000	12500	13000	13500
六級	8500	9000	9500	10000	10500	11000	11500	12000	12500	13000
七級	8000	8500	9000	9500	10000	10500	11000	11500	12000	12500
八級	7500	8000	8500	9000	9500	10000	10500	11000	11500	12000
九級	7000	7500	8000	8500	9000	9500	10000	10500	11000	11500
十級	6500	7000	7500	8000	8500	9000	9500	10000	10500	11000
十一級	6000	6500	7000	7500	8000	8500	9000	9500	10000	10500
十二級	5500	6000	6500	7000	7500	8000	8500	9000	9500	10000
十三級	5000	5500	6000	6500	7000	7500	8000	8500	9000	9500
十四級	4500	5000	5500	6000	6500	7000	7500	8000	8500	9000
十五級	4000	4500	5000	5500	6000	6500	7000	7500	8000	8500

七月一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合占領軍に対する引渡しに関する法律案(予第百九十九号)

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合占領軍に対する引渡しに関する法律案(予第百九十九号)

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合占領軍に対する引渡しに関する法律案(予第百九十九号)

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合占領軍に対する引渡しに関する法律案(予第百九十九号)

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合占領軍に対する引渡しに関する法律案(予第百九十九号)

(貴金属の地金の引渡し)

第一條 大藏大臣は、連合國占領軍の管理に属する貴金属(金、銀、白金、ルテニウム、ロヂウム、パラチウム、オスミウム、イリヂウム及びイリドスミン)をじう。以下同じ。)の地金、合金若しくは製品又は大藏大臣の指定する貴石(以下貴金属等といふ)がその管理下から解除された場合において、連合國最高司令官の指示に基き、政府がこれに代るべき貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡さなければならぬときは、金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)第四條第一項の規定により金資金の運用として保有する貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡すことができる。

(受益者の納付義務)

第二條 前條の規定により、大藏大臣が貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡したときは、同様に規定する貴金属等の解除を受けた者

(以下受益者といふ)は、大藏大臣の引き渡した貴金属の地金の價格に相当する金額を、國庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による納付金の國庫における経理に関しては、金資金の運用として保有する貴金属の地

金が賣却された場合による。

3 大藏大臣は、前條の規定により貴金属の地金を引き渡したときは、その引き渡した貴金属の地金の種類、数量その他必要な事項を受益者に通知しなければならぬ。

4 第一項の規定により受益者が国

惠に納付する場合における納期限は、大藏大臣が前項の通知を発した日から三十日とする。但し、当該期限内に納付することを困難とする特別の事由があるときは、大

藏大臣は、受益者の申請により、その納付を困難とする金額につい

て、同項の通知を発した日から六箇月の期間内において、その納期を限を定めることができる。

5 第一項の規定による納付金は、國稅還納処分の例により、これを徴収することができる。この場合において、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

(納付金の算出方法)

第三條 前條第一項の規定による納付金の金額は、第一條の規定によれば、其の金額により計算した金額とする。

但し、当該金額によることを不適

当と認めるときは、大藏大臣は、

当該日における解除された貴金属

等の統制價格により計算した金額とすることができる。

(受益者との関係の整理)

第四條 受益者が、第一條第一項の規定による納付金の全部又は一部を國庫に納付したときは、大藏大臣が第一條の規定により連合國占

領軍に引き渡した貴金属の地金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に応じて、これを金資金から当該受益者に賣り渡し、当該受益者から連合國占領軍に引き渡したものとみなす。

(受益者の承継人に対する措置)

第五條 第一條の規定により大藏大臣が貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡すまでに、受益者が死亡した又は解散により消滅した場合は、金資金から連合國占領軍に引き渡すまでに、受益者がその引渡しにおいて死亡し、又は解散により消滅したときに、これを準用する。

6 第二條から第五條まで及び前項の規定は、この法律施行前において、大藏大臣が、旧令第二号の規定に基いて、金、銀又は白金等の取引等の取締に関する勅令(昭和二十年勅令第五百七十七号)による大藏大臣の使用の許可があつたときにおいて、貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に、これに準用する。但し、この場合において、第二條中「貴金属等の解除を受けた者」とあるのは、「貴金属の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三條中「当該解除の日における統制價格」とあるのは「当該許可の日における統制價格」と読み替えるとする。

7 第六條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(附則)

第七條 昭和二十年勅令第五百四十号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に受く連合國占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに關する件

の停止。以下旧令といふ。はこれを

2 この法律施行前において、大藏大臣が旧令第一号の規定に基いて連合國占領軍に對する引渡は、これを第一條の規定に基いてなしたものとみなす。

3 第五條の規定は、大藏大臣が旧令第一号の規定に基いて貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合において、受益者がその引渡しがあつた後この法律施行までの間において死亡し、又は解散により消滅したときに、これを準用する。

4 第二條から第五條まで及び前項の規定は、この法律施行前において、大藏大臣が、旧令第二号の規定に基いて、金、銀又は白金等の取引等の取締に関する勅令(昭和二十年勅令第五百七十七号)による大藏大臣の使用の許可があつたときにおいて、貴金属の地金を連合國占領軍に引き渡した場合に、これに準用する。但し、この場合において、第二條中「貴金属等の解除を受けた者」とあるのは、「貴金属の地金又は合金の使用の許可を受けた者」と、第三條中「当該解除の日における統制價格」とあるのは「当該許可の日における統制價格」と読み替えるとする。

5 第六條この法律は、公布の日から、これを施行する。

6 第七條昭和二十年勅令第五百四十号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に受く連合國占領軍に対しその管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の引渡をなすに關する件

の停止。以下旧令といふ。はこれを

第十六部 財政及び金融委員会議録第四十七号 昭和二十三年七月一日【參議院】

八

昭和二十三年九月二日印刷

昭和二十三年九月三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局